主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

裁判官

昭和三二年一二月一七日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 小
 林
 俊
 三

 裁判官
 島
 保

 裁判官
 河
 村
 又
 介

垂

水

克

己